

観光需要分散のための地域観光資源の コンテンツ化促進事業 公募要領

(受付期間)

受付開始：令和8年2月27日(金)13時

受付締切：令和8年4月2日(木)12時 [締切厳守]

◇申請資料は、本事業サイトの申請ページよりご提出ください。

やむを得ない理由により申請ページからの提出が困難な場合には、事前に事務局までご相談ください。

(本事業のお問合せ先)

◇観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業事務局

TEL : 03-6630-7372

MAIL : info@juyobunsan.go.jp

◇事務局営業時間は、10:00～17:00(土日祝日を除く。)となります。本公募要領及び本事業サイトに掲載する情報をご覧いただいた上で、ご不明な点があればお問合せください。なお、本事業サイトにてQ&Aを掲載しますので、ご一読ください。

(本事業サイト) <https://juyobunsan.go.jp/>

令和8年2月

観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業事務局

【目 次】

I. 共通事項（その1）	1
1. 本事業の目的	1
2. 本事業の流れ	1
3. 本事業の種類	4
II. 新創出型	6
1. 本種類の概要	6
2. 応募資格	7
3. 補助内容	8
4. 間接補助事業者の選定	12
III. 分野特化型（ガストロノミー）	15
1. 本種類の概要	15
2. 応募資格	16
3. 補助内容	17
4. 間接補助事業者の選定	21
IV. 品質向上型	24
1. 本種類の概要	24
2. 応募資格	24
3. 補助内容	25
4. 間接補助事業者の選定	28
V. 共通事項（その2）	32
1. 申請手続	32
VI. その他、重要説明事項	35

I. 共通事項（その1）

1. 本事業の目的

本事業は、観光による経済効果を全国津々浦々に波及させ、観光消費を効果的に拡大させるとともに、持続的な地方誘客により観光需要の平準化につながるよう、インバウンドの需要分散に資する観光コンテンツ供給の促進を目的とし、地方公共団体、DMO、民間事業者等による、多様な地域資源を活用した観光コンテンツの造成や情報発信、販路開拓等を総合的に支援します。また、品質を高めたインバウンド向けの高単価な観光コンテンツや、地域産業への波及効果が期待できるガストロノミー分野の観光コンテンツ造成等を重点的に支援します。

2. 本事業の流れ

本事業の大まかな流れは以下のとおりです。

（1）応募申請

- 補助を受けようとする事業者は、本事業サイトの申請ページにて、事業計画書、費用積算書、プレゼン動画を含む申請様式等の一式を電子申請により提出してください。

（2）採択通知

- 提出資料に基づき、外部有識者を含む選定委員会（以下単に「選定委員会」という。）にて審査を行った上で、事務局より結果を通知します。

（3）交付申請に関する資料の提出

- 採択の通知を受けた事業者には、事業計画書、費用積算書及び交付申請書等を提出していただきます。なお、交付申請の手続に向けて、事務局との打合せ等を予定しておりますので、必要に応じて事業計画等の記載の整理・補足をお願いすることがございます。

I.共通事項（その1）

- 交付申請に関する資料の提出時には、費用積算書の各経費につき、原則として2者以上からの見積書が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

（4） 補助金交付決定

- 事業者は、交付決定の通知を受けた後、事業を開始することができます。
- 補助金交付決定の後でないと補助事業に着手できません。補助金交付決定前の発注・契約・支出行為は、補助対象外となりますのでご注意ください。

（5） 事業の実施

- 交付決定を受けた事業者（以下、「間接補助事業者」という。）は事業実施期間中に、月次進捗報告書、中間報告書及び最終報告書並びに観光コンテンツタリフ又はOTA向け掲載情報票を提出いただきます。
- 間接補助事業者は、上記文書の提出以外にも、事業の進捗等を定期的にポータルサイト等にて報告していただく場合があります。
- 本事業においては、専門家の派遣等を行う伴走支援事業及び海外イベントへの出展などを行う海外情報発信支援事業が実施される予定です。これら支援については、観光庁との間で請負契約を締結する事業者が、観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業本事業事務局と連携して実施します。伴走支援事業を行う者等は、その支援の効果を分析するため、間接補助事業者に対応を求めることがありますので、あらかじめご了承ください。詳細は交付決定後、伴走支援事業を行う者等との調整の上、ご案内します。

（6） 完了実績報告書及び精算書類提出

- 間接補助事業者は、事業終了後、実施した事業の結果を報告するとともに、証憑等の精算に係る書類を事務局に提出します。
- 完了実績報告書は、すべての精算書類審査が完了するまで提出できません。完了実績報告書及び精算書類の提出は令和9年2月26日（金）まで認められますが、精算書類に修正が発生する可能性

I.共通事項（その1）

を加味し、余裕を持った完了実績報告書及び精算書類の作成・提出を心掛けてください。

- 事務局による審査を経て、補助事業の成果が交付決定の内容等に適合すると認められた場合、補助対象経費について、補助を受けることができます。

(7) 事業終了後の補助事業関係書類保管等

- 間接補助事業者は、本事業に関する証憑類を、補助事業の完了する日の属する年度終了後5年間（令和14年3月31日まで）の保管が必要です。
- 本事業実施後、必要に応じて、事業の継続的な実施状況等のフォローアップ調査を行う場合があるので、間接補助事業者は対応することとします。

本事業のスケジュールは以下のとおりです。

No.	本事業の流れ	スケジュール
(1)	応募申請	令和8年2月27日（金）13時～ 4月2日（木）12時
(2)	採択通知	令和8年5月下旬
(3)	交付申請に関する資料の提出	令和8年6月上旬
(4)	補助金交付決定	令和8年6月中旬～7月日途
(5)	事業の実施	補助金交付決定後～令和9年2月26日（金）
(6)	完了実績報告書及び精算書類提出	令和9年2月26日（金）まで
(7)	事業終了後の補助事業関係書類保管等	令和9年2月27日（土）以降

3. 本事業の種類

本事業では、以下の3種類を設定しております。3種類の中から一つを選択して申請してください。同一の申請内容を、複数の種類に申請することはできません。

(1) 新創出型【想定採択件数：350～400件程度】

地域資源を活用した観光コンテンツに関するアイデアをもとに、インバウンドを対象に観光コンテンツの造成に取り組もうとする事業は、こちらの種類を選択してください。

本類型は、これまでの観光コンテンツ造成の経験は問いません。

(2) 分野特化型（ガストロノミー）【想定採択件数：10件程度】

ガストロノミーツーリズム※の分野でインバウンドを対象に観光コンテンツの造成に取り組もうとする事業は、こちらの種類を選択してください。

本類型は、ガストロノミーツーリズム分野における先進事例となりうる観光コンテンツの造成に係る事業が対象となります。

※ガストロノミーツーリズム：その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、食文化に触れることを目的としたツーリズムのこと。

(3) 品質向上型【想定採択件数：100件程度】

より高単価なインバウンド向け観光コンテンツの供給に向け、既存の観光コンテンツの改善等に取り組もうとする事業は、こちらの種類を選択してください。

本類型は、すでに観光コンテンツの造成及び販売の実績を有している事業者が対象となります。

II. 新創出型

I. 本類型の概要

新創出型では、地域資源を活用した観光コンテンツに関するアイデアをもとに、インバウンドを対象に観光コンテンツを造成しようとする取組を支援いたします。

本類型には、申請される事業の取組内容、目的に応じて、以下の3つの区分を設けています。

申請にあたっては、1申請につき、1つの区分を選択して申請してください。同一の申請において、複数の区分または他の類型との重複申請はできません。

(1) 区分1

本事業実施期間内に、観光コンテンツの造成から販売までを目的とした取組を行う事業は、区分1を選択してください。

区分1では、造成した観光コンテンツの本事業実施期間内での販売開始及びデジタル上での情報発信等が求められます。

(2) 区分2

本事業実施期間内に、新たな観光コンテンツの造成及び販路基盤の整備を行い、本事業終了後速やかに販売開始することを目的にした取組を行う事業は、区分2を選択してください。

区分2では、必ずしも本事業実施期間内に販売を開始する必要はありませんが、補助対象経費に制約があります。

(3) 区分3

区分3は、令和6年度補正予算「地域観光魅力向上事業」の「新創出型」で採択された事業と同一の事業（継続事業）の場合に限り申請できません。

「地域観光魅力向上事業」の「新創出型」は、当該事業の実施期間内に新

II.新創出型

たな観光コンテンツの造成及び販路構築を行い、事業終了後速やかに販売開始することを目的にした取組を実施したものです。この事業で造成した観光コンテンツについて、本事業（観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業）により情報発信、販路開拓等を目的にした取組を行う場合は、区分3を選択してください。

なお、区分3では、区分1と同様に造成した観光コンテンツの本事業実施期間内での販売開始及びデジタル上での情報発信等が求められます。

区分	取組内容	
	観光コンテンツの造成、 販路基盤の整備等	観光コンテンツの販売、販路開拓、 情報発信等
区分1		
区分2		
区分3※		

※ 区分3は、令和6年度補正予算「地域観光魅力向上事業」の「新創出型」（当該事業の実施期間内に新たな観光コンテンツの造成及び販路構築を行い、事業終了後速やかに販売開始することを目的にした取組を行う類型）で採択された事業と同一の事業（継続事業）の場合に限り申請できます。

2. 応募資格

以下の要件をすべて満たす者を、本事業の補助対象事業者とし、その取組み内容を支援します。なお、観光コンテンツの造成経験は問いません。

- 地方公共団体、DMO、観光協会、民間企業等

※ 法人格を有しない団体は、事業の実施に必要な運営上の基盤を有する、次の4つの要件を満たすこと

- 定款に類する規約等を有すること
- 団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること
- 自ら経理し、監査する会計組織を有すること
- 活動の本拠となる事務所等を有すること

- 事業実施の体制がとられており、責任者が配置されていること
- 地域の関係者を含む連携先すべてについて、それぞれの役割分担が明確となっていること
- 自己負担額の担保方法が決められていること
- 本事業期間終了後の事業継続を前提とした体制であること

3. 補助内容

(1) 補助対象事業

以下をすべて満たす事業が補助対象となります。

- 地域資源を活用した観光コンテンツに関するアイデアをもとに、インバウンドを対象に観光コンテンツを造成しようとする取組であること（区分3の場合は、前年度事業を継続する取組であること）。
- 観光需要を地域的または時間的に分散させる取組であること。
- その地域への滞在を促すための体験に関わる消費（コト消費）を生み出す取組であること。
- 年間（または特定の季節）を通じ一貫して提供可能な観光コンテンツを造成する取組であること。年に1回または2回の開催に限定されるイベント等（フェスティバルなどの期間限定イベント、特定スポーツの世界選手権等）の開催時にしか提供できない観光コンテンツの造成が主目的の取組は認められません。

(2) 補助要件

補助金の交付にあたっては、本事業実施期間内に、「区分1」及び「区分3」は以下の①及び②の全ての要件を、「区分2」は以下の①の全ての要件を満たす必要があります。区分により要件が異なるので注意してください。

本事業実施期間内に補助要件を満たせなかった場合は、補助金の交付を受けられないことがありますのでご注意ください。

	【区分1】【区分3】	【区分2】
共通要件	① 共通の補助要件 <ul style="list-style-type: none"> 観光コンテンツタリフまたはOTA向け掲載情報票を作成し、提出すること。 販売を想定した運営体制と販路基盤の整備を完了すること。 	
個別要件	② 区分1及び3の補助要件 <ul style="list-style-type: none"> 造成した観光コンテンツを販売することを必須とし、販売経路に乗せ、観光客が当該コンテンツを購入できる状態とすること。また、販売実績報告書を作成すること。 SNS等を活用してデジタル上へ観光コンテンツについて情報を掲載すること。 	③ 区分2の補助要件 <ul style="list-style-type: none"> 個別要件無し

(3) 補助額

本類型の補助率等は以下のとおりです。

400万円まで定額

400万円を超える部分は事業費2,100万円まで補助1/2

(最低事業費 600万円)

(4) 補助対象経費

補助対象経費はすべて、以下①～③の3つの項目に分類されます。なお、「区分2」は、①観光資源を活用した観光コンテンツの造成に係る経費を事業費の50%以上とする必要があります。

① 観光資源を活用した観光コンテンツの造成に係る経費

- 観光コンテンツ、旅行商品等の企画開発
- ワークショップ、協議会等の開催、観光戦略の策定
- 専門家からの意見聴取

II.新創出型

- ガイドの確保・育成（観光コンテンツに合わせた育成プログラムの設計、実践的研修の実施等）
- 観光コンテンツに付随したイベントの実施
- 地域事業者等に対するセミナーの開催
- 造成した観光コンテンツに関するモニターツアーの開催
- 効果測定に必要な調査

等

② 販路基盤整備・情報発信に係る経費

- SNS投稿運用、広告、分析等に係る経費
- 造成した観光コンテンツを販売するために必要となる写真、ショート動画等、対外的な情報発信のための素材の作成
- 自社サイトの作成や、AI検索を想定したコンテンツの改善等の情報発信ツールに係る経費
- 造成した観光コンテンツの販路拡大を目的とした各種メディアを利用した情報発信に係る経費
- 造成した観光コンテンツに関するファムトリップやインフルエンサーの招聘
- 商談会への出展に係る旅費。なお真に必要なと認める内容に限る
- OTA掲載、宿泊施設での販売、DMCへの営業など、販路開拓に係る経費

等

③ 備品の購入・設備の導入に係る経費

- 観光コンテンツの造成等に必要となる備品の購入や設備の導入等。なお、観光コンテンツの提供にあたり、省力化、省人化、利便性向上等に資するシステム、例えば観光コンテンツやガイドの予約管理等の構築・整備に係る費用を含む（真に必要な不可欠で事業終了後の自立的な事業継続に必要なものに限る）。

(5) 補助対象外経費

補助対象外となる経費は、以下のとおりです。

- 本事業に直接関係のない経費
- 交付決定前に発生した経費
- 完了実績報告書の提出以降に支払いが行われる経費
- 新たな観光コンテンツの造成を伴わないイベント開催に要する運営経費
- 補助対象事業者における経常的な経費
(運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費並びに通信料等)
- 補助対象事業者における常勤職員の賃金・通勤費等人件費
- 旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費
- 補助対象事業者の会食費、弁当代等の飲食費
- 本事業における資金調達に必要なとなった利子
- モニターツアー参加者の実施場所への旅費
- 工事費（観光コンテンツの実施に必要なと認められる備品や設備の設置工事等を除く） 等

(6) 補助対象経費の精算

本類型の実施期間は、補助金の交付決定日から遅くとも令和9年2月26日（金）までです。この実施期間内に、観光コンテンツ造成等の具体的な事業を実施してください。その上で、全ての精算書類（関係各社への支払に係る証憑書類を含む）を提出し、事務局の承認を受けた上で、遅くとも令和9年2月26日（金）までに、完了実績報告書の提出を済ませるようお願いします。

本事業実施期間内に3.（2）補助要件を満たせなかった場合、完了実績報告書を提出しなかった場合、補助事業を完了できなかった場合等、本公募要領が定める内容を達成できない場合は、補助金の交付を受けられないことがありますのでご注意ください。

(7) 留意点

- 天変地異等の予期できない事業外の事由により、事業の一部又は全部が実施できなくなる場合が生じることが考えられますが、事業開

始後にこれらの事由が発生した場合のキャンセル料等の経費も対象とします。

- 「補助対象事業の交付決定前に契約が行われる、または、完了実績報告書の提出以降に支払いが行われる経費」については計上が認められません。
- 補助対象経費は、本事業の内容や性質等を踏まえて個別に定めております。そのため、他の補助事業や過年度に実施した類似の補助事業において補助対象となっていた経費であっても、本事業では補助対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

4. 間接補助事業者の選定

(1) 選定方法

- 選定委員会において、「(2) 審査の観点」に基づいて総合的に評価を行った上で選定を行います。
- なお、募集締切後に、必要に応じて、申請者等に対してヒアリング等を実施する場合があります。

(2) 審査の観点

提出された資料を、以下の観点から審査します。

① 観光地域づくりへの寄与

- 地域の産業など地域の関係者や事業者を巻き込んだ取組であり、観光地域づくりに貢献するものであること
- 地域への裨益および経済波及効果の高い魅力的な観光コンテンツに磨きあげるものであること（域内調達率が高いものであること）

② 新規性

- これまで活用できていなかった地域の観光資源を新規に活用し、あるいは、既存の観光資源に新たな価値を付加することで、新たな観光コンテンツを造成するものであること

③ 地域独自性

- 単に地域の観光資源を活用するものではなく、地域独自の自然、歴史・文化や、暮らし等その地域ならではの要素を踏まえ

II.新創出型

た独自性のある観光コンテンツを造成するものであること（他の地域との差別化が図られているものであること）

④ 具体性・計画性

- 事業の目標や達成方法、事業費の内訳等を具体的に定めた上で、観光コンテンツの内容及び造成・販売の計画が事業期間中又は将来の継続的な販売を実現するために十分な具体性と計画性を有していること
- 観光客の体験価値の向上を重視したマーケットインの発想に基づき、明確なターゲット層を設定のうえ、需要に即した観光コンテンツを造成し販売することを目指すものであること

⑤ 実施体制・持続性

- 将来の継続的な販売に向け、地域に根差した事業者等による事業運営に必要な体制が構築されていること
- 造成した観光コンテンツを販売する（予定の）事業者が明らかとなっているものであること（試行的に観光コンテンツを造成してモニターツアーをするまでにとどまるような、当初から販売する予定のないものは認められません。）

⑥ 収益性

- 販売価格、コスト管理、販路等が具体的に計画されており、継続的な運営が可能となる十分な収益性が期待できること
- 将来的に収支バランスを鑑みた収益を上げることができ、自走できうるものであること（補助金がなければ販売することができない採算度外視の観光コンテンツの造成は原則認められません。）

なお、区分3で提出された内容については、①～⑥の審査の観点を、令和6年度補正予算「地域観光魅力向上事業」での取組の実績も踏まえて審査します。

また、以下の要素の記載がある場合は加点されます。

- 観光コンテンツの造成および販売開始後においても継続的に観光コンテンツの供給が行われるような省力化、省人化等の取組

II.新創出型

が行われること（業務の標準化、平準化、AIチャットの導入による顧客対応など）

- 持続可能な観光地域づくりに資する効果的な取組が行われること（実施主体又は連携先が「持続可能な観光」に係る国際基準に準拠していること等を確認します。）
- クールジャパン戦略会議が選定する「コンテンツ地方創生拠点」において推進されている取組であること
- 広域連携 DMO が策定する広域連携観光戦略に基づき作成された実施計画に位置づけられた取組であること

（3）採択の結果及び通知

- 採択する案件の決定後、5月下旬を目途に、申請者に対して結果の通知を行います。

（4）留意点

- 個別の審査結果に関するお問合せにはお答えできません。
- 各経費につき、原則として2者以上からの見積書を取得し、安価な方を見積もりを採用してください。交付申請時、2者以上からの見積書の提出が必要となりますので、あらかじめご了承ください。
- 他省庁事業等の活用状況があれば、事業の取組との差分を明確化し、申請資料に記載してください。

Ⅲ.分野特化型（ガストロノミー）

Ⅲ. 分野特化型（ガストロノミー）

1. 本類型の概要

分野特化型（ガストロノミー）では、ガストロノミーツーリズム分野における先進事例となりうる観光コンテンツの造成に関する取組を支援いたします。

本類型には、申請される事業の取組内容、目的に応じて、以下の3つの区分を設けています。

申請にあたっては、1申請につき、1つの区分を選択して申請してください。同一の申請において、複数の区分または他の類型との重複申請はできません。

※ガストロノミーツーリズム：その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、食文化に触れることを目的としたツーリズムのこと。

（1） 区分1

本事業実施期間内に、観光コンテンツの造成から販売までを目的とした取組を行う事業は、区分1を選択してください。

区分1では、造成した観光コンテンツの本事業実施期間内での販売開始及びデジタル上での情報発信等が求められます。

（2） 区分2

本事業実施期間内に、新たな観光コンテンツの造成及び販路基盤の整備を行い、本事業終了後速やかに販売開始することを目的にした取組を行う事業は、区分2を選択してください。

区分2では、必ずしも本事業実施期間内に販売を開始する必要はありませんが、使用できる補助対象経費に制約があります。

Ⅲ.分野特化型（ガストロノミー）

（3） 区分3

区分3は、令和7年度予算「食」の力を最大活用したガストロノミーツーリズム推進事業」で採択された事業と同一の事業（継続事業）の場合に限り申請できます。

「食」の力を最大活用したガストロノミーツーリズム推進事業」で造成した観光コンテンツについて、本事業（観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業）において情報発信、販路開拓を目的にした取組を行う場合は、区分3を選択してください。

なお、区分3では、区分1と同様に造成した観光コンテンツの本事業実施期間内での販売開始及びデジタル上での情報発信等が求められます。

区分	取組内容	
	観光コンテンツの造成 販路基盤の整備等	観光コンテンツの販売、販路開拓、 情報発信等
区分1		
区分2		
区分3※		

※ 区分3は、令和7年度予算「食」の力を最大活用したガストロノミーツーリズム推進事業」で採択された事業と同一の事業（継続事業）の場合に限り申請できます。

2. 応募資格

以下の要件をすべて満たす者を、本事業の補助対象事業者とし、その取組内容を支援します。

- 地方公共団体、DMO、観光協会、民間企業等

※ 法人格を有しない団体は、事業の実施に必要な運営上の基盤を有する、次の4つの要件を満たすこと

- 定款に類する規約等を有すること
- 団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること

Ⅲ.分野特化型（ガストロノミー）

- 自ら経理し、監査する会計組織を有すること
- 活動の本拠となる事務所等を有すること
- 事業実施の体制がとられており、責任者が配置されていること
- 地域の関係者を含む連携先すべてについて、それぞれの役割分担が明確となっていること
- 自己負担額の担保方法が決められていること
- 本事業期間終了後の事業継続を前提とした体制であること
- 連携体制内に、次の機能を持つ地域の事業者を含むこと
 - ① 地域内での飲食サービス提供機能
 - ② 体験商品の提供機能

3. 補助内容

（1） 補助対象事業

以下をすべて満たす事業が補助対象となります。

- インバウンドを対象としたガストロノミーツーリズムに関する観光コンテンツを造成しようとする取組であること（区分3の場合は、前年度事業を継続する取組であること）。
- 観光需要を地域的または時間的に分散させる取組であること。
- その地域への滞在を促すための体験に関わる消費（コト消費）を生み出す取組であること。
- 年間（または特定の季節）を通じ一貫して提供可能な観光コンテンツを造成する取組であること。年に1回または2回の開催に限定されるイベント等（フェスティバルなどの期間限定イベント、特定スポーツの世界選手権等）の開催時にしか提供できない観光コンテンツの造成が主目的の取組は認められません。

（2） 補助要件

補助金の交付にあたっては、本事業実施期間内に、「区分1」及び「区分3」は以下の①及び②の全ての要件を、「区分2」は以下の①の全ての要件を満たす必要があります。区分により要件が異なるので注意してください。

Ⅲ.分野特化型（ガストロノミー）

本事業実施期間内に補助要件を満たせなかった場合は、補助金の交付を受けられないことがありますのでご注意ください。

	【区分1】【区分3】	【区分2】
共通要件	① 共通の補助要件 <ul style="list-style-type: none"> 観光コンテンツタリフまたはOTA向け掲載情報票を作成し、提出すること。 販売を想定した運営体制と販路基盤の整備を完了すること。 	
個別要件	② 区分1及び3の補助要件 <ul style="list-style-type: none"> 造成した観光コンテンツを販売することを必須とし、販売経路に乗せ、観光客が当該コンテンツを購入できる状態とすること。また、販売実績報告書を作成すること。 SNS等を活用してデジタル上へ観光コンテンツについて情報を掲載すること。 	③ 区分2の補助要件 <ul style="list-style-type: none"> 個別要件無し

(3) 補助額

本類型の補助率等は以下のとおりです。

400万円まで定額

400万円を超える部分は事業費2,500万円まで補助1/2

(最低事業費 600万円)

(4) 補助対象経費

補助対象経費はすべて、以下①～③の3つの項目に分類されます。なお、「区分2」は、①観光資源を活用した観光コンテンツの造成に係る経費を事業費の50%以上とする必要があります。

① 観光資源を活用した観光コンテンツの造成に係る経費

- 観光コンテンツ、旅行商品等の企画開発
- ワークショップ、協議会等の開催、観光戦略の策定

Ⅲ.分野特化型（ガストロノミー）

- 専門家からの意見聴取
- ガイドの確保・育成（観光コンテンツに合わせた育成プログラムの設計、実践的研修の実施等）
- 観光コンテンツに付随したイベントの実施
- 地域事業者等に対するセミナーの開催
- 造成した観光コンテンツに関するモニターツアーの開催
- 効果測定に必要な調査

等

② 販路基盤整備・情報発信に係る経費

- SNS投稿運用、広告、分析等に係る経費
- 造成した観光コンテンツを販売するために必要となる写真、ショート動画等、対外的な情報発信のための素材の作成
- 自社サイトの作成や、AI検索を想定したコンテンツの改善等の情報発信ツールに係る経費
- 造成した観光コンテンツの販路拡大を目的とした各種メディアを利用した情報発信に係る経費
- 造成した観光コンテンツに関するファムトリップやインフルエンサーの招聘
- 商談会への出展に係る旅費。なお真に必要なと認める内容に限ります
- OTA掲載、宿泊施設での販売、DMCへの営業など、販路開拓に係る経費

等

③ 備品の購入・設備の導入に係る経費

- 観光コンテンツの造成等に必要となる備品の購入や設備の導入等。なお、観光コンテンツの提供にあたり、省力化、省人化、利便性向上等に資するシステム、例えば観光コンテンツやガイドの予約管理等の構築・整備に係る費用を含む（真に必要な不可欠で事業終了後の自立的な事業継続に必要なものに限る）。

(5) 補助対象外経費

Ⅲ.分野特化型（ガストロノミー）

補助対象外となる経費は、以下のとおりです。

- 本事業に直接関係のない経費
- 交付決定前に発生した経費
- 完了実績報告書の提出以降に支払いが行われる経費
- 新たな観光コンテンツの造成を伴わないイベント開催に要する運営経費
- 補助対象事業者における経常的な経費
（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費並びに通信料等）
- 補助対象事業者における常勤職員の賃金・通勤費等人件費
- 旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費
- 補助対象事業者の会食費、弁当代等の飲食費
- 本事業における資金調達に必要となった利子
- モニターツアー参加者の実施場所への旅費
- 工事費（観光コンテンツの実施に必要と認められる備品の設置工事等を除く）

等

（6） 補助対象経費の精算

本類型の実施期間は、補助金の交付決定日から遅くとも令和9年2月26日（金）までです。この実施期間内に、観光コンテンツ造成等の具体的な事業を実施してください。その上で、全ての精算書類（関係各社への支払に係る証憑書類を含む）を提出し、事務局の承認を受けた上で、遅くとも令和9年2月26日（金）までに、完了実績報告書の提出を済ませるようお願いします。

本事業実施期間内に3.（2）補助要件を満たせなかった場合、完了実績報告書を提出しなかった場合、補助事業を完了できなかった場合等、本公募要領が定める内容を達成できない場合は、補助金の交付を受けられないことがありますのでご注意ください。

（7） 留意点

Ⅲ.分野特化型（ガストロノミー）

- 天変地異等の予期できない事業外の事由により、事業の一部又は全部が実施できなくなる場合が生じることが考えられますが、事業開始後にこれらの事由が発生した場合のキャンセル料等の経費も対象とします。
- 「補助対象事業の交付決定前に契約が行われる、または、完了実績報告書の提出以降に支払いが行われる経費」については計上が認められません。
- 補助対象経費は、本事業の内容や性質等を踏まえて個別に定めております。そのため、他の補助事業や過年度に実施した同種・類似の補助事業において補助対象となっていた経費であっても、本事業では補助対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

4. 間接補助事業者の選定

(1) 選定方法

- 選定委員会において、「(2) 審査の観点」に基づいて総合的に評価を行った上で選定を行います。
- なお、募集締切後に、必要に応じて、申請者等に対してヒアリング等を実施する場合があります。

(2) 審査の観点

提出された資料を、以下の観点から審査します。

① 観光地域づくりへの寄与

- 幅広く地域の関係者・事業者（特に、生産者や飲食店事業者等の食分野、体験商品事業者や宿泊事業者等の観光分野）を巻き込んだ取組であり、持続可能な観光地域づくりに貢献するものであること
- 地域への裨益および経済効果の高い魅力的な観光コンテンツに磨きあげるものであること（食材等の域内調達率が高く、地域への経済波及効果や地域社会の活性化等の効果が高いものであること）

② 地域の現状分析の妥当性・適切性

Ⅲ.分野特化型（ガストロノミー）

- 当該地域の擁する地域資源（食資源を含む）やそれらを取りまく状況・課題等を幅広くかつ深く把握していること
 - 中長期及び本事業期間の目標及び指標について、地域の現状・課題、計画内で実施する事業の内容を踏まえて適切に設定されていること
- ③ 地域独自性
- 単に地域の観光資源を取り上げるだけではなく、地域独自の食資源（食材・食文化・調理方法等）と、食資源の背景にある地域独自の自然・歴史・文化・暮らし等の要素との関係性が整理された、地域独自性のある観光コンテンツを造成するものであること（他の地域との差別化が図られているものであること）
- ④ 具体性・計画性
- 事業の目標や達成方法、事業費の内訳等を具体的に定めた上で、観光コンテンツの内容及び造成・販売の計画が事業期間中又は将来の継続的な販売を実現するために十分な具体性と計画性を有していること
 - 観光客の体験価値の向上を重視したマーケットインの発想に基づき、明確なターゲット層を設定のうえ、需要に即した観光コンテンツを造成し販売することを目指すものであること
- ⑤ 実施体制・持続性
- 将来の継続的な販売に向け、地域に根差した事業者等による事業運営に必要な体制が構築されていること
 - 造成した観光コンテンツを販売する（予定の）事業者が明らかとなっているものであること（試行的に観光コンテンツを造成してモニターツアーをするまでにとどまるような、当初から販売する予定のないものは認められません。）
- ⑥ 収益性
- 販売価格、コスト管理、販路等が具体的に計画されており、継続的な運営が可能となる十分な収益性が期待できること
 - 将来的に収支バランスを鑑みた収益を上げることができ、自走できうるものであること（補助金がなければ販売することがで

Ⅲ.分野特化型（ガストロノミー）

きない採算度外視の観光コンテンツの造成は原則認められません。）

なお、区分3で提出された内容については、①～⑥の審査の観点を、令和7年度「食」の力を最大活用したガストロノミーツーリズム推進事業」での取組の実績も踏まえて審査します。

また、以下の要素の記載がある場合は加点されます。

- 観光コンテンツの造成および販売開始後においても継続的に観光コンテンツの供給が行われるよう省力化、省人化等の取組が行われること（業務の標準化、平準化、AIチャットの導入による顧客対応など）
- 持続可能な観光地域づくりに資する効果的な取組が行われること（実施主体又は連携先が「持続可能な観光」に係る国際基準に準拠していること等を確認します。）

（3）採択の結果及び通知

- 採択する案件の決定後、5月下旬を目途に、申請者に対して結果の通知を行います。

（4）留意点

- 個別の審査結果に関するお問合せにはお答えできません。
- 各経費につき、原則として2者以上からの見積書を取得し、安価な方を見積もりを採用してください。交付申請時、2者以上からの見積書の提出が必要となりますので、あらかじめご了承ください。
- 他省庁事業等の活用状況があれば、本事業の取組の差分を申請資料に記載してください。

IV. 品質向上型

1. 本類型の概要

品質向上型では、より高単価なインバウンド向け観光コンテンツの供給に向け、既存観光コンテンツの改善等に関する取組を支援いたします。ここでいう既存観光コンテンツとは、今回申請する観光コンテンツのベースとなる販売実績のある商品を指します。

2. 応募資格

以下の要件をすべて満たす者を、本事業の補助対象事業者とし、その取組み内容を支援します。

- 地方公共団体、DMO、観光協会、民間企業等
 - ※ 法人格を有しない団体は、事業の実施に必要な運営上の基盤を有する、次の4つの要件を満たすこと
 - 定款に類する規約等を有すること
 - 団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること
 - 自ら経理し、監査する会計組織を有すること
 - 活動の本拠となる事務所等を有すること
- 事業実施の体制がとられており、責任者が配置されていること
- 地域の関係者を含む連携先すべてについて、それぞれの役割分担が明確となっていること
- 自己負担額の担保方法が決められていること
- 本事業期間終了後の事業継続を前提とした体制であること
- 旅行業者が実施体制に参画していること。
- 市場ニーズ・適正価格等についてノウハウを持つDMCやランドオペレーター等が実施体制に参画していること
- 本事業で改善等を行う観光コンテンツのベースとなる既存の観光コンテンツの販売実績があること（国内旅行客向け可）

3. 補助内容

(1) 補助対象事業

以下をすべて満たす事業が補助対象となります。

- より高単価なインバウンド向けの観光コンテンツを造成しようとする取組であること（国内旅行客向けのみを対象とした取組は認められません）。
- 観光需要を地域的または時間的に分散させる取組であること。
- その地域への滞在を促すための体験に関わる消費（コト消費）を生み出す取組であること
- 年間（または特定の季節）を通じ一貫して提供可能な観光コンテンツを造成する取組であること。年に1回または2回の開催に限定されるイベント等（フェスティバルなどの期間限定イベント、特定スポーツの世界選手権等）の開催時にしか提供できない観光コンテンツの造成が主目的の取組は認められません。

(2) 補助要件

補助金の交付にあたっては、本事業実施期間内に、以下の全ての要件を満たす必要があります。

本事業実施期間内に補助要件を満たせなかった場合は、補助金の交付を受けられないことがありますのでご注意ください。

- 観光コンテンツタリフまたはOTA向け掲載情報票を作成し、提出すること。
- 販売を想定した運営体制と販路基盤の整備を完了すること。
- インバウンド向けにデジタル上へ観光コンテンツについての情報を掲載すること。
- インバウンド向けの販売実績をつくること。

(3) 補助額

本類型の補助率等は以下のとおりです。

800万円まで定額

800万円を超える部分は事業費 4,200万円まで補助 1/2
(最低事業費 1,200万円)

(4) 補助対象経費

補助対象経費はすべて、以下①～③の3つの項目に分類されます。なお、品質向上型では、①観光資源を活用した観光コンテンツの造成に係る経費（インバウンド向けの品質向上に向けた観光コンテンツ造成に係る経費）を事業費の50%以上とする必要があります。

① 観光資源を活用した観光コンテンツの造成に係る経費

- 観光コンテンツ、旅行商品等の企画開発
- ワークショップ、協議会等の開催、観光戦略の策定
- 専門家からの意見聴取
- インバウンド向けガイドの確保・育成（観光コンテンツに合わせた育成プログラムの設計、実践的研修の実施等）
- 地域事業者等に対するセミナーの開催
- 造成した観光コンテンツに関するモニターツアーの開催
- 効果測定に必要な調査
- 個別の顧客のニーズに柔軟に応じた二次交通や宿泊施設の確保

等

② 販路基盤整備・情報発信に係る経費

- SNS投稿運用、広告、分析等に係る経費
- 造成した観光コンテンツを販売するために必要となる写真、ショート動画等、対外的な情報発信のための素材の作成
- 自社サイトの作成や、AI検索を想定したコンテンツの改善等の情報発信ツールに係る経費
- 造成した観光コンテンツの販路拡大を目的とした各種メディアを利用した情報発信に係る経費
- 造成した観光コンテンツに関するファムトリップやインフルエンサーの招聘
- 商談会への出展に係る旅費。なお真に必要なと認める内容に限ります

IV.品質向上型

- OTA掲載、宿泊施設での販売、DMCへの営業など、販路開拓に係る経費
- インバウンドを含む販路開拓の実績が豊富な旅行会社や旅行サービス手配業者（ランドオペレーター）等によるモニターツアー結果を踏まえた海外販路基盤の拡大にかかる経費

等

③ 備品の購入・設備の導入に係る経費

- 観光コンテンツの造成等に必要となる備品の購入や設備の導入等。なお、観光コンテンツの提供にあたり、省力化、省人化、利便性向上等に資するシステム、例えば観光コンテンツやガイドの予約管理等の構築・整備に係る費用を含む（真に必要な不可欠で事業終了後の自立的な事業継続に必要なものに限る）。

(5) 補助対象外経費

補助対象外となる経費は、以下のとおりです。

- 本事業に直接関係のない経費
- 交付決定前に発生した経費
- 完了実績報告書の提出以降に支払いが行われる経費
- 新たな観光コンテンツの造成を伴わないイベント開催に要する運営経費
- 補助対象事業者における経常的な経費
（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費並びに通信料等）
- 補助対象事業者における常勤職員の賃金・通勤費等人件費
- 旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費
- 補助対象事業者の会食費、弁当代等の飲食費
- 本事業における資金調達に必要なとなった利子
- モニターツアー参加者の実施場所への旅費
- 工事費（観光コンテンツの実施に必要なと認められる備品の設置工事等を除く）

等

(6) 補助対象経費の精算

本類型の実施期間は、補助金の交付決定日から遅くとも令和9年2月26日（金）までです。この実施期間内に、観光コンテンツ造成等の具体的な事業を実施してください。その上で、全ての精算書類（関係各社への支払に係る証憑書類を含む）を提出し、事務局の承認を受けた上で、遅くとも令和9年2月26日（金）までに、完了実績報告書の提出を済ませるようお願いします。

本事業実施期間内に3.（2）補助要件を満たせなかった場合、完了実績報告書を提出しなかった場合、補助事業を完了できなかった場合等、本公募要領が定める内容を達成できない場合は、補助金の交付を受けられないことがありますのでご注意ください。

(7) 留意点

- 天変地異等の予期できない事業外の事由により、事業の一部又は全部が実施できなくなる場合が生じることが考えられますが、事業開始後にこれらの事由が発生した場合のキャンセル料等の経費も対象とします。
- 「補助対象事業の交付決定前に契約が行われる、または、完了実績報告書の提出以降に支払いが行われる経費」については計上が認められません。
- 補助対象経費は、本事業の内容や性質等を踏まえて個別に定めております。そのため、他の補助事業や過年度に実施した類似の補助事業において補助対象となっていた経費であっても、本事業では補助対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

4. 間接補助事業者の選定

(1) 選定方法

- 選定委員会において、「(2) 審査の観点」に基づいて総合的に評価を行った上で選定を行います。
- なお、募集締切後に、必要に応じて、申請者等に対してヒアリング等を実施する場合があります。

(2) 審査の観点

提出された書類を、以下の観点から審査します。

① 特別性

- 地域の伝統工芸品、地場産品等のモノ消費と一体となった特別な体験を組み合わせることで、高付加価値化が図られており、消費意欲が高いインバウンドをターゲットとした高価格帯商品として設計されているものであること
- 通常では体験できない貴重な観光資源の特別開放や、特定の時期・条件でしかアクセスできない場所・体験を提供するものであり、インバウンドにとって特別な価値を持つ体験商品であること

② 品質向上に向けた取組の妥当性・適切性

- 既存の観光コンテンツの売上・収益性・リピート率等を分析し、現状の課題を踏まえた上で、高付加価値化に直結する品質向上の取組を明確に特定していること（高付加価値化ありきの取組となっていないこと）。なお、特定にあたっては、ターゲットとする層が、提案する観光コンテンツに強い関心を抱いているか、その関心を客観的に示す根拠情報があると望ましい
- 効果検証等の調査を適切に実施し、顧客満足度や課題を把握した上で、観光コンテンツや販路開拓について品質改善を行う仕組みが計画されていること

③ 具体性・計画性

- 事業の目標や達成方法、事業費の内訳等を具体的に定めた上で、観光コンテンツの内容及び造成・販売の計画が事業期間中又は将来の継続的な販売を実現するために十分な具体性と計画性を有していること
- 観光客の体験価値の向上を重視したマーケットインの発想に基づき、明確なターゲット層を設定のうえ、需要に即した観光コンテンツを造成し販売することを目指すものであること

④ 実施体制・持続性

IV.品質向上型

- 将来の継続的な販売に向け、地域に根差した事業者等による事業運営に必要な体制が構築されていること
- 造成した観光コンテンツを販売する（予定の）事業者が明らかとなっているものであること（試行的に観光コンテンツを造成してモニターツアーをするまでにとどまるような、当初から販売する予定のないものは認められません。）

⑤ 収益性

- 販売価格、コスト管理、販路等が具体的に計画されており、継続的な運営が可能となる十分な収益性が期待できること
- 将来的に収支バランスを鑑みた収益を上げることができ、自走できうるものであること（補助金がなければ販売することができない採算度外視の観光コンテンツの造成は原則認められません。）

なお、以下の要素の記載がある場合は加点されます。

- 観光コンテンツの造成および販売開始後においても継続的に観光コンテンツの供給が行われるよう省力化、省人化等の取組が行われること（業務の標準化、平準化、AIチャットの導入による顧客対応など）
- 持続可能な観光地域づくりに資する効果的な取組が行われること（実施主体又は連携先が「持続可能な観光」に係る国際基準に準拠していること等を確認します。）
- クールジャパン戦略会議が選定する「コンテンツ地方創生拠点」として推進されている取組であること
- 広域連携 DMO が策定する広域連携観光戦略に基づき作成された実施計画に位置づけられた取組であること

(3) 採択の結果及び通知

- 採択する案件の決定後、5月下旬を目途に、申請者に対して結果の通知を行います。

(4) 留意点

- 個別の審査結果に関するお問合せにはお答えできません。
- 各経費につき、原則として2者以上からの見積書を取得し、安価な方
の見積もりを採用してください。交付申請時、2者以上からの見積書の
提出が必要となりますので、あらかじめご了承ください。
- 他省庁事業等の活用状況があれば、本事業の取組の差分を申請資料に
計画してください。

V. 共通事項（その2）

1. 申請手続

申請者は、締切までに、本事業サイトの申請ページより、必要な資料を電子申請により提出してください。

I. 申請資料の受付期間

受付期間：令和8年2月27日（金）13時～4月2日（木）12時

※締切時刻までに手続きが完了するよう、時間に余裕を持って申請してください。締切時刻直前は申請ページへのアクセスが混み合うおそれがあります。締切直前の提出は極力避けるようご注意ください。

※申請にあたってはIIに掲載している申請ページにおいて事業者登録が必要となります。事業者登録については、申請ページに記載の注意事項をご確認ください。

※申請後、24時間以内に事務局より申請を受け付けた旨のメールをお送りします。メールが届かない場合は、申請手続きが完了していない可能性がございますので、お手数ですが事務局までご連絡ください。

II. 申請ページ（本事業サイト内）

URL：<https://juyobunsan.go.jp/>

※やむを得ない理由により申請ページからの提出が困難な場合には、事務局までご相談ください。

観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業 事務局 電話：03-6630-7372
--

V.共通事項（その2）

III. 提出資料

以下の提出資料を全て本事業サイトの申請ページより提出してください。

提出資料名	様式	提出方法
事業計画書	様式1	Web フォーム上にて直接入力して提出
費用積算書	様式2	Web フォーム上にて直接入力して提出
事業実施スケジュール	様式3	Web フォーム上にて直接入力して提出
事業概要	様式4	PowerPoint 形式で作成、申請ページに提出
連携先の同意書	様式5	PDF 形式で申請ページにて提出 ※連携先の押印または文書番号が必要です
プレゼン動画	—	2分以内の動画を MP4 形式で申請ページにて提出 解像度：1080P（フル HD）まで 容量：500MB 以内 ・説明者は実施主体の代表者もしくは担当者とし、説明者ご自身が映るように撮影 ・内容は事業に対する意気込みや具体的な目標等に関するプレゼンテーション ・スマートフォンなどの機器で撮影することも可 ・映像の視覚効果や資料画像の挿入は不要 ・動画の撮影に関連する費用は申請者の負担
申請する実施主体の、直近過去3年分の財務諸表及び事業報告書	—	地方公共団体が申請する場合は提出不要 法人格を有しない団体は、財務諸表及び事業報告書に代え、同等の内容が確認できる書類を提出することでも可
観光コンテンツタリフ等 注；品質向上型のみ	—	本事業で改善等を行う観光コンテンツのベースとなる既存の観光コンテンツタリフ及び年間販売実績管理表等を申請ページにて提出 ・タリフ及び注文票 ・年間販売実績管理表 ・販売実績が記載されたサイトのキャプチャー等

IV. 留意点

- ・ 提出資料に虚偽の記載を行った場合は、申請を無効とします。
- ・ 提出資料の作成に係る費用は提出者の負担とします。

V.共通事項（その2）

- 提出資料や交付決定後の報告資料等に記載する文言や掲載する写真は公表可能なものを使用してください。特に、写真は、採択後観光庁等において対外向けに公表する場合があるため、著作権及びその他関連の権利等の問題が生じないように公表可能なものを使用していただき、画像は1枚あたり1MB以下としてください。
- 提出資料は、行政文書に当たるため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

VI. その他、重要説明事項

本事業に係る重要説明事項を以下のとおりご案内します。交付決定後も遵守いただく規程ですので、必ずご確認・ご理解いただいた上でご申請をお願いいたします。

1. 補助に関する注意事項

(1) 本事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき実施されます。

本事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。

応募資料等の内容に虚偽がある場合や、法令に違反していることが明らかな場合、または補助事業における不正・怠慢・不適当な行為や補助金の補助対象事業以外での使用などが明らかとなった場合、当該法令による罰則のほか、採択の取消、交付決定取消や交付済み補助金の全部または一部の返還等の処分を受ける可能性があります。

返還にあたっては、その補助金を間接補助事業者が受領した日から納付の日までの期間に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命じるものとします。加えて、この返還を間接補助事業者が納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金の納付を命じるものとします。

また、事業終了後に目的外使用が明らかになった場合など、間接補助事業者に交付すべき額以上の額が交付された場合は、その余剰額について、事務局の指示を受けてから20日以内の返還を求めます。

応募資料等の作成・提出に際しては、事実と異なる記載内容での申請とならないよう、十分にご確認ください。

(2) 補助金交付決定の後でないとは補助事業に着手できません。

事業者には、補助金の交付申請を行っていただきます。審査の結果、補助金の交付（支払い）対象として認められると、事務局から「補助金交付決定通知書」が事業者に送付されます。補助金交付決定前の発注・契約・支出行為は、補助対象外となりますのでご注意ください。また、精算後の補助金の支払いは、銀行振込方式が原則です（小切手・手形による支払は不可）。

なお、何らかの理由から補助金交付決定が行われたのちに、補助対象事業を実施しないと判断する場合は、補助金交付決定通知書の受領から15日以内に事務局に報告してください。

VI.その他、重要説明事項

(3) 補助事業の内容等を変更する際は、事前の承認が必要です。

補助事業は、交付決定を受けた内容で実施いただくものですが、補助事業を実施する中で、交付決定を受けた金額の範囲内で補助対象事業の内容（軽微な変更を除く）を変更する際には、変更に係る発注・契約・支出行為前に所定の「変更交付申請書」を提出し、変更交付決定を受ける必要があります。内容によっては、変更が認められない可能性がありますので、ご注意ください。

(4) 補助金の交付決定を受けても、定められた期日までに完了実績報告書の提出がないと、補助金の支払いは行いません。

補助金の交付決定を受けた間接補助事業者は、補助事業の完了後、補助事業で取り組んだ内容を報告する「完了実績報告書」および支出内容のわかる関係資料等を、定められた期日までに提出しなければなりません。もし、定められた期日までに完了実績報告書の提出が確認できなかった場合、または完了実績報告書の内容が本補助金の趣旨に合致しないと認められる場合には、補助金交付決定を受けていても、補助金を受け取れなくなりますので、必ず期日を守ってください。

(5) 実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付決定金額より少なくなる場合があります。

完了実績報告書等の確認時に、支出内容に補助対象外経費が含まれていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助金の金額を算出します。

(6) 補助対象経費により取得した財産は管理が必要です。

補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

また、単価10万円(税抜き)以上の取得財産等については、取得財産等管理台帳を備えるものとし、処分を承認された財産を除き、一定の期間が終了するまで管理しなければなりません。

(7) 所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があります。

単価50万円(税抜き)以上の機械装置等の購入等、告示（平成22年国土交通省告示第505号）により定められたものについては、「処分制限財産」に該当し、補助対象設備投資と認められ、補助金の支払いを受けた後であっても、一定の期間において処分(補助対象事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されます。

VI.その他、重要説明事項

処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず事務局に承認申請を行い、承認を受ける必要があります。事務局は、財産処分を承認した間接補助事業者に対し、当該承認に際し、残存処分制限期間等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、補助金交付取消・返還命令の対象となります。

(8) 補助事業関係書類は終了後5年間保存しなければなりません。

間接補助事業者は、補助事業に関係する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間(令和14年3月31日まで)、観光庁や会計検査院からの求めがあった際にいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される可能性もあり、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

(9) 国が助成する他の制度と重複する事業は補助対象となりません。

同一の内容について、国が助成する他の制度(補助金、委託費等)と重複する事業は補助対象となりません。

(10) 補助対象経費における消費税の扱いについて

税制上、補助金は消費税(地方消費税を含む。以下同じ)の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、課税事業者である間接補助事業者に消費税を含む補助金が交付された場合、当該間接補助事業者が消費税の確定申告を行うことで、補助事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。

ただし、以下に掲げる間接補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない間接補助事業者
- ② 免税事業者である間接補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である間接補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第3に掲げる法人である間接補助事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う間接補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する間接補助事業者

(11) 関係会社等から調達する場合の利益等排除について

VI.その他、重要説明事項

対象経費の中に、間接補助事業者の自社調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助事業の実績額に間接補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。そこで、これらから調達した場合は、取引価格から利益等相当額を控除した金額を補助対象経費として下さい。

利益等排除の対象となる調達先

間接補助事業者が以下の①～③の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む)を、利益等排除の対象とします。

- ①間接補助事業者自身(自社)
- ②100%同一の資本に属するグループ企業
- ③間接補助事業者の関係会社(上記②を除く)

※利益等排除の対象範囲となる具体的な関係会社の範囲は、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社に準じて判定して下さい。

2. 個人情報の使用目的

本事業の応募に係る提出書類等により取得した個人情報は、以下の目的以外に利用することはありません。

なお、取得した個人情報は、同様の目的において、国土交通省、観光庁が委託する調査機関及び有識者を含む選定委員会に共有されます。

- 本事業における審査、選考、必要な事務連絡・資料送付等の事業進行管理のため
- 応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工したデータを作成するため

また、間接補助事業者においても補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、その情報の性質に応じて法令を遵守し適切な管理をしてください。補助事業の目的又は提供された目的以外に利用することは認められません。

3. 反社会的勢力の排除

次の1から4に掲げるいずれかに該当することが判明した場合は、採択を取り消します。

1. 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

VI.その他、重要説明事項

2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

4. その他

本公募要領、交付規程及び本事業サイト等に掲載のない細部については、観光庁、事務局、事業実施マニュアル及びQ&Aの指示に従うものとします。